

静岡県監査委員告示第6号

静岡県監査委員事務局の組織及び処務に関する規程（昭和39年静岡県監査委員告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

静岡県監査委員 森 裕
 静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
 静岡県監査委員 渡 瀬 典 幸
 静岡県監査委員 大 石 哲 司

改正前	改正後
<p>第1条 (略)</p> <p>2 総務課に総務班を、監査課に<u>一般監査班、</u> <u>工事監査班及び特別監査班</u>を置く。</p> <p>第2条 前条に規定する課（以下「課」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>監査課</p> <p>(1) <u>定期監査</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>随時監査</u>に関すること。</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)～(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)～(9)</u> (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>班長代理は、班長を置かない班において、</u> <u>上司の命を受けて班の所掌事務を統括し、班</u> <u>員の分担事務及び班員を監督する。</u></p> <p><u>9・10</u> (略)</p> <p>第6条 事務局長及び課長限りで専決処理できる事項は、次のとおりとする。ただし、専決処理事項であっても、特命があるとき又は事案が重要若しくは異例であると認められるも</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>2 総務課に総務班を、監査課に<u>監査班及び工</u> <u>事監査班</u>を置く。</p> <p>第2条 前条に規定する課（以下「課」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>監査課</p> <p>(1) <u>財務監査</u>に関すること。</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3) 定期監査</u>に関すること。</p> <p><u>(4) 随時監査</u>に関すること。</p> <p><u>(5) 臨時監査</u>に関すること。</p> <p><u>(6)～(8)</u> (略)</p> <p><u>(9) 内部統制評価報告書の審査</u>に関するこ <u>と。</u></p> <p><u>(10)～(12)</u> (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8・9</u> (略)</p> <p>第6条 事務局長及び課長限りで専決処理できる事項は、次のとおりとする。ただし、専決処理事項であっても、特命があるとき又は事案が重要若しくは異例であると認められるも</p>

のについては、上司の決裁を受けなければならぬ。

事務局長専決事項 (略)

課長共通専決事項

(1)～(7) (略)

(8) 課員に対する職務専念義務免除の承認

(9)～(11) (略)

総務課長専決事項

(1)・(2) (略)

(3)～(10) (略)

のについては、上司の決裁を受けなければならぬ。

事務局長専決事項 (略)

課長共通専決事項

(1)～(7) (略)

(8)～(10) (略)

総務課長専決事項

(1)・(2) (略)

(3) 事務局職員に対する職務専念義務免除の承認

(4)～(11) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。